



# 埼玉県報

第 2952 号  
平成 29 年(2017 年)  
11 月 14 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 見沼代用水土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 豊里東部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	平 社 輝 男	埼玉県行田市大字下須戸千四百五十二番地一
監事	鈴 木 昇 一 同	さいたま市緑区大字寺山八百二十三番地

# 告示

## 埼玉県告示第千二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊里東部土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
	理事	西田 宏太郎	埼玉県深谷市中瀬六百五十三番地一
	同	小暮 秀男	同 新戒千二百四十八番地
	同	中野 敏夫	同 千四百四十二番地一
	同	石川 利治	同 千四百六十六番地
	同	木村 友一	同 九百八十八番地
	同	荒木 武	同 四百三十七番地一
	同	河田 新八郎	同 三百九十四番地二
	同	田部井 稔	同 二百八十番地一
	同	田部井 基一	同 二百五十八番地
	同	西田 一夫	同 高島六百二番地一
	同	正田 隆雄	同 三百七十七番地
	同	梅沢 徹男	同 百九十四番地一
	同	笹井 猛	同 百三十八番地一
	同	川田 彰	同 成塚七百二十九番地
	同	正田 暁男	同 四百七十一番地
	同	河田 隆雅	同 四百六十八番地
	同	川田 勝	同 中瀬百七番地
	同	石川 勇	同 三百二十三番地
	同	石川 登	同 三百八十八番地一
	同	本庄 昌吾	同 七百五番地
	同	石川 富一	同 六百九十二番地三
	同	村田 隆	同 千二百六十七番地
	同	小暮 栄一	同 千三百四十一番地
	同	坂本 隆	同 千六百五十五番地
	同	石川 政夫	同 千六百五十番地一

		二退任		職名		氏名		住所	
同	同	同	同	理事	本庄	八衛	埼玉県深谷市中瀬二百四十五番地一	同	同
同	同	同	同	同	西田	宏太郎	同 六百五十三番地一	同	同
同	同	同	同	同	木村	勝宏	新戒九百七十番地二	同	同
同	同	同	同	同	古郡	康夫	高島百九十二番地	同	同
同	同	同	同	同	小暮	秀男	新戒千二百四十八番地	同	同
同	同	同	同	同	中野	敏夫	同 千四百四十二番地一	同	同
同	同	同	同	同	小暮	文昭	同 千六百六十九番地二	同	同
同	同	同	同	同	村岡	健作	同 四百三十七番地	同	同
同	同	同	同	同	田部井	稔	同 二百八十番地一	同	同
同	同	同	同	同	岡	邦明	同 二百九十三番地	同	同
同	同	同	同	同	川田	彰	成塚七百二十九番地	同	同
同	同	同	同	同	正田	暁男	同 四百七十一番地	同	同
同	同	同	同	同	河田	三也	同 四百十七番地	同	同
同	同	同	同	同	梅沢	徹男	高島百九十四番地一	同	同
同	同	同	同	同	小暮	隆史	中瀬百十二番地	同	同
同	同	同	同	同	石川	安男	同 四百三十八番地	同	同
同	同	同	同	同	久保田	昭二	同 六百八十八番地一	同	同
同	同	同	同	同	石川	富一	同 六百九十二番地三	同	同
同	同	同	同	同	栗原	栄	同 八百三十九番地二	同	同
同	同	同	同	同	石川	進	同 千二百四十三番地	同	同
同	同	同	同	同	坂本	隆	同 千六百五十五番地	同	同
同	同	同	同	同	石川	政夫	同 千六百五十番地一	同	同
同	同	同	同	同	吉田	光雄	高畑五百二十九番地	同	同
同	同	同	同	同	岡田	良雄	戸森百八十九番地	同	同
同	同	同	同	同	松本	正隆	新戒千五百二十番地	同	同
同	同	同	同	同	飯野	稔	中瀬千三百二番地十五	同	同
同	同	同	同	同	川田	央士	成塚八百九番地一	同	同
同	同	同	同	同	飯野	稔	中瀬千三百二番地十五	同	同
同	同	同	同	同	川田	央士	成塚八百九番地一	同	同

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十八号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

和光市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

和光市全域

### 四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十九号

測量計画機関である越生町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越生町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

越生町全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

東松山市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

東松山市全域

### 四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

久喜市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

久喜市

### 四 作業期間

平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十八日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準点測量）

### 三 作業地域

入間市大字新久・大字狭山ヶ原地内

### 四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十三号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共基準点（三級基準点）復旧

### 三 作業地域

幸手市（緑台、栄、上高野）

### 四 作業期間

平成二十九年十一月一日から平成二十九年十二月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十四号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

鴻巣市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

鴻巣市全域

### 四 作業期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

前 田 実 埼玉県東松山市加美町三番二十一号

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

### 五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

### 六 変更認可の年月日

平成二十九年十一月十四日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年十一月八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

笠原 康弘

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二三二〇二号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

176,039,568円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年9月1日



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年十月二十日

指令川建セ第二八〇〇五〇一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十一月九日

川建セ第二九〇〇三三三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東平千六百七十一番三、字平谷四千六百七十六番三、四千六百七十六番七

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千六百七十一番地

小久保 佐

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十一月十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百十二番七の一部、百十九番一の一部</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十一番二の一部、百十二番一の一部、百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百二十番八の一部、百二十番九の一部、百二十番十の一部</p> <p>埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十番の一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五・七</p> <p>五十五・六</p> <p>三十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 一月六日	指定の年月日
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字宿屋敷六百十 五番九、六百十八番四	指定に係る道路の位置
六十九・四九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年十月十七日

指令越建セ第二八〇〇二九一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年十一月九日

越建セ第二五六―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖野山千二十八番四、千三十二番二、千三十

#### 三番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字吉野三百七十三番地一 若宮一〇五

三ツ泉 良

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十一月十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成二十九年十一月二十日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会平成二十九年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他